

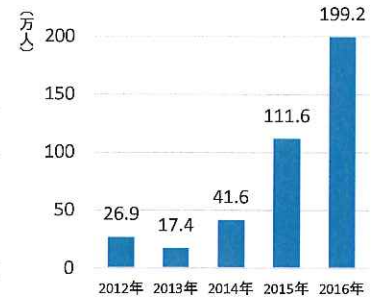
● 港湾法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十五号）

背景・必要性

① 訪日クルーズ旅客数の拡大に向けた課題

- 東アジアにおけるクルーズ市場が急速に拡大する中、外航クルーズ船社は、これまで以上に我が国の港湾に寄港させたい意向を示している。
- 需要の急増に伴い、使用する係留施設の事前確保が困難となり、外航クルーズ船の我が国への安定的な寄港が維持できず、「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」とした政府目標を達成できないおそれ。
- 自ら寄港地に投資をして受入環境の向上を図るクルーズ船社の意向に応え、官民が連携しクルーズ船受入拠点の形成を図る仕組みが必要。

＜訪日クルーズ旅客数の推移＞



・政府目標(日本再興戦略2016)
訪日クルーズ旅客2020年500万人

② 熊本地震を踏まえた課題

- 熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障。
- 切迫性が指摘される南海トラフ地震等の大規模災害に備え、非常災害時における港湾利用者との調整等を円滑に実施するための仕組みが必要。

＜熊本地震の際の対応＞



法律の概要

① 外航クルーズ船の受入拠点の形成の推進

- ・クルーズ旅客の受入環境整備に関する事項を「港湾法の基本方針」等に位置づけ

受入拠点の形成を図る港湾を国が指定

官民の連携により外航クルーズ船の受入拠点の形成を図る港湾を国土交通大臣が指定

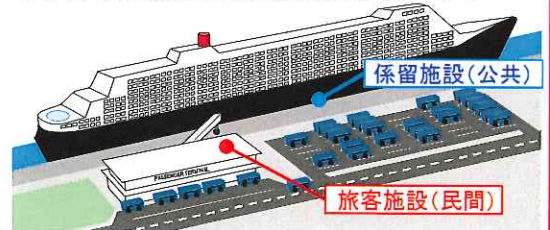
港湾管理者が受入拠点の形成のための計画を作成

官民の連携により外航クルーズ船の受入拠点を形成するための計画を港湾管理者が作成。同計画に基づく工事の許可等の特例

港湾管理者が民間事業者と協定を締結

港湾管理者と施設所有者である民間事業者が、係留施設の優先的な使用、旅客施設の一般公衆への供用等に関する協定を締結

＜官民の連携による拠点形成のイメージ＞



＜係留施設の優先的な使用のイメージ＞

係留施設を優先的に使用するA社による予約例

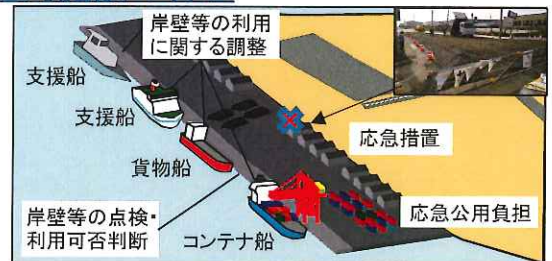
月	火	水	木	金	土	日
	A社		A社		A社	

↓ A社の予約完了後、その他の社が予約

月	火	水	木	金	土	日
B社	A社	C社	A社		A社	

② 非常災害時における国土交通大臣による円滑な港湾施設の管理

- ・非常災害時において、港湾管理者からの要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認めるときは、国が港湾利用者との調整等の管理業務を実施。



【目標・効果】

クルーズ船受入の更なる拡充による我が国の観光の国際競争力の強化、地域の活力の向上

(KPI)	訪日クルーズ旅客数	27万人(2012年)	⇒	199万人(2016年速報)	⇒	500万人(2020年)
	訪日外国人旅行者数	836万人(2012年)	⇒	2404万人(2016年速報)	⇒	4000万人(2020年)
	訪日外国人旅行消費額	1.1兆円(2012年)	⇒	3.7兆円(2016年速報)	⇒	8兆円(2020年)